

2 各 介 第 5 1 号
令和2年5月18日

各務原市内
高齢者入所・入居系サービス事業所（有料老人ホーム・サ高住・ケアハウスを含む）
高齢者訪問・通所系サービス事業所（みなし指定の医療機関を除く）
高齢者福祉用具貸与・販売事業所
居宅介護支援事業所 御中

各務原市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 浅野 健司

フェイスマスクの追加配布について（通知）

この度は新型コロナウイルス感染症の感染防止に御尽力頂き誠にありがとうございます。

各務原市では、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、市民や企業等から善意で寄せられたマスクを、市内の高齢者施設及び障がい者施設を運営する事業者に対して提供することといたしました。

つきましては、下記のとおりマスクを配布いたしますのでご案内申し上げます。

記

以下のとおり明日5月19日（火）より市役所窓口にてマスクの配布を開始します。

なお、マスクの流通が徐々に回復しつつある現状を踏まえ、不要不急の外出を避ける観点から、配布期間を長目に設定しますので、緊急を要する場合以外は市役所にお越しになられたついでにお受け取り頂ければ結構です。

1. 提供するマスクの種類

不織布フェイスマスク

※ サージカルマスクまたはN95マスクではありません

2. 提供枚数

(1) 高齢者入居・入所系サービス事業所

1事業所あたり100枚

※ 介護保険の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）、ケアハウス（軽費老人ホーム）も配布対象です。

(2) 高齢者通所・訪問系サービス事業所（みなし指定の医療機関は除く）
1事業所あたり50枚

(3) 高齢者福祉用具貸与・販売事業所
1法人あたり50枚

(4) 居宅介護支援事業所
介護支援専門員1人あたり10枚

3. 配布日時及び場所

令和2年5月19日（火）～ 6月19日（金）の開庁日

午前8時30分～12時・午後1時～午後5時15分

各務原市役所 本庁舎2階介護保険課 施設指導係窓口にて配布

★注意事項★

不要不急の外出を避ける観点から急いで受け取りにお越し頂く必要はありません。
緊急を要する場合を除き、市役所にお寄りになられたついでにお受け取り頂ければ結構です。

なお配布期間を過ぎてもマスクを受け取られなかった場合は受け取り不要として取り扱わせていただきます。

4. 配布するマスクについて

今回配布するマスクは、多くの市民や企業等から善意で寄せられたものです。そのため様々な種類が混在していますのであらかじめご了承ください。

各務原市 健康福祉部 介護保険課			
係長	大丸	担当	山村
連絡先	058-383-2067（直通）		